

執筆者:

[E-mail](#) [木目田 裕](#)[E-mail](#) [八木 浩史](#)[E-mail](#) [宮本 聡](#)[E-mail](#) [西田 朝輝](#)[E-mail](#) [松本 佳子](#)[E-mail](#) [梅澤 周平](#)

目次

I コンプライアンスリスク管理の場面における ERM フレームワークの活用／八木 浩史

II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

I コンプライアンスリスク管理の場面における ERM フレームワークの活用

執筆者：八木 浩史

1. はじめに

コンプライアンス体制として整備等すべきものとしては、①社内規程等の社内ルールの作成、②当該社内ルールの役職員への周知、③コンプライアンス責任者の設置、④内部通報制度等の不正を早期に把握するための体制、⑤コンプライアンス部門や内部監査部によるモニタリング体制、⑥不正把握後の調査・是正等のための体制等が一般的に挙げられています。また、具体的に何を、どのように、どこまですべきか等については、「リスクベース・アプローチ」によるべきだ、などと説かれています。

リスクベース・アプローチが有効に機能するには、コンプライアンスに係るリスクを的確に特定し、評価できていることが必要ですが、かかるリスクの特定や評価を的確に行うことは必ずしも容易ではありません。

不正発覚後に原因分析を行うと、当該不正を防止するための社内ルールが一切ない、あるいは社内ルールは一応あるものの誰も遵守していない、といったことがしばしばあります。このようなケースにおいて、関係者に当時の状況を尋ねると、「まさかそんな不正が行われているとは思いませんでした」等と述べることが多いと思います。このように、リスクの存在やその評価に対する会社の認識が不十分であったため、不正を予防することも、早期に発見することもできず、その結果、大きな問題に発展してしまうことがしばしば見受けられます。

他方で、無間矢鱈に厳格なコンプライアンス体制を強いることも避けなければいけません。極端な例かもしれませんが、例えば、客観的には滅多に起こるはずもないリスクにも過敏になって、非常に厳格な社内ルールを作った結果、業務の効率性を低下させるとしても二重、三重のチェックを経た上ではないと取引ができない、大きなビジネス上の機会を失うとしても少しでもリスクがありそうなものについては一律に取引ができない、といった運用になってしまうと、従業員のモチベーションの低下を招く等、別の問題が生じてしまうかもしれません。

そこで、上記のような両極端な事態に陥ることを回避し、リスクベース・アプローチに基づくコンプライアンス体制を構築するためのツールとして、リスクマネジメント(Enterprise Risk Management)のフレームワーク(以下「ERM フレームワーク」)を活用することについて簡単に述べたいと思います。

2. ERM フレームワーク

ERM フレームワークは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission)が公表し、リスク全般の管理方法として広く活用されているものです。コンプライアンスに係るリスクも企業が抱える様々なリスクの一つであって、ERM フレームワークの対象となっています。実際にも、(誤解を恐れずにいえば)不祥事は事業を継続する以上、一定程度不可避免的に生じるものですから、コンプライアンスに係るリスクはリスクマネジメントの対象としてもなじむも

のだといえます。

ERM フレームワークのうち、リスクの特定・評価に関するフレームワークを要約すると、①リスクの特定、②特定したリスクの評価（固有リスクの評価＝リスクの深刻度と発生可能性の総合考慮によって判定）、③当該リスクにつき、既存のコンプライアンス体制により低減される程度の評価（残余リスクの評価＝コンプライアンスリスクの関係でいえば、当該リスク防止・低減のための社内規程類や組織体制の整備、社内教育や内部監査の実施等により低減後のリスクの程度を判定）、④残余リスクへの対応、となります。以下、上記①から④の各ステップにおけるポイントを簡単に指摘いたします¹。

(1) リスクの特定

- 「事業」単位などで検討対象を切り出す（例えば、共通の製品・サービス群で切り出す。部レベルで取り扱っているものが複雑・多岐に亘るのであれば、課又は係レベルで取り扱っているもので切り出す等）
- 検討対象の「事業」等の主な当事者（自社の担当部署、顧客、ビジネスパートナー、関係当局等）、相関関係（ヒト・モノ・カネの動き、当該事業における役割等）等をできるだけ可視化する
- 取引の数・性質（入札案件か随意契約か等）、ビジネスパートナーの数・属性、事業の実施国の数・ビジネス環境（腐敗度指数の高低等）、などといった定性的、定量的な情報を整理する
- 些末な情報まで盛り込む必要はない（「完璧」を目指さない）
- 切り出した検討対象の範囲、当該検討対象に関する情報の収集、整理、あるいはその過不足の検討等については、情報を一番有している部門（大半の場合はビジネス部門か）が主導することになるが、コンプライアンス部門等の社内専門部門が必ず、その内容を検証し、必要に応じて修正する

(2) 固有リスクの評価

- 上記(1)を通じて特定した各リスクにつき、顕在化する可能性の高低、顕在化した場合の会社にも与える影響の大小を検討・評価する
- リスクが顕在化する可能性の高低も、顕在化した場合の影響の大小も、可能な限り客観的な情報に基づき、定量的な評価を心がける。例えば、贈賄リスクの評価であれば、前者については取引実施国の腐敗度指数、取引数、取引頻度、関係当事者数等、後者については罰金額、指名停止や許認可の取消し等による逸失利益額等といった客観的な情報を用いて評価できないか等
- 客観性を確保する観点から、かかるリスクの評価は、コンプライアンス部門等の社内専門部門が行う

(3) 残余リスクの評価

- 上記(2)を通じて評価した各リスクにつき、既存のコンプライアンス体制によって当該リスクの発現をどれだけ低減できているかを検討・評価する
- 上記(2)同様、リスクの低減の程度についても、可能な限り客観的な情報に基づき、定量的な評価を心がける。例えば、贈賄リスクの低減の程度であれば、反贈賄に関する社内手続の内容（事前確認対象となる取引の範囲、事前確認の深度、その合理性等）、その運用状況（社内手続の遵守状況、違反時の対応等）等から、贈賄リスクを十分にコントロールできていると説得的に説明できるか等
- 上記(2)同様、客観性を担保する観点から、かかるリスクの低減の程度については、コンプライアンス部門等の社内専門部門が行う

(4) 残余リスクへの対応

- 上記(3)の結果、十分にコントロールできていると説明できるリスクについては、追加の対応は不要と判断できる

¹ 拙稿「ERM フレームワークの活用を通じたコンプライアンス体制構築等」(website 法と経済のジャーナル Asahi Judiciary、2022 年 1 月 19 日公表)ご参照。

<https://webronza.asahi.com/judiciary/articles/2022011100002.html?page=1>

- 他方、十分にコントロールできていると説明しがたいリスクについては、コンプライアンス部門等の社内専門部門において、ギャップを埋めるための追加の対応を検討する
- 「ギャップ」を埋めるために必要な対応の具体的な内容は、上記(3)の評価を行う際に事実上浮き彫りになる。例えば、社内手続の内容を確認している際に、事前確認対象となる取引の範囲に「抜け」があり、その結果、贈賄リスクのある取引について恒常的に確認対象から漏れているのであれば、その取引も捕捉する社内手続に改訂する等

3. 内部監査やデュー・ディリジェンスの場面における活用

会社を取り巻くリスク環境は常に変化しますから、今のコンプライアンス体制が、リスクベース・アプローチに基づいたものであると説明できるためには、上記の検討を定期的に行う必要があります。そのため、ERM フレームワークを実践するためには一定の工数が継続的にかかることになります。また、コンプライアンス部門等の社内専門部門だけでなく、ビジネス部門も含めた全社的な取組みとなることが想定されていますので、社内調整のための労力も必要となります。

ただ、ERM フレームワークはそれ自体非常にシンプルであり、リスクの特定・評価等の検討結果を、客観的、論理的に説明することを可能とするものです。そのため、リスクの特定・評価等の検討に直接関わっていない役職員であっても、比較的容易にリスク状況の把握や検討結果の適否の検証ができます。

内部監査の担当者は、リスクの特定・評価等の検討結果を参照して監査対象を合理的に決定することができますから、ERM フレームワークの実践は内部監査の質の向上につながると思います。例えば、内部監査の担当者は、当該検討結果を参照し、上記 2(1)のリスクの特定のために収集・整理した情報のうち前回監査時から有意な変化があったもの、残余リスクが低いと評価されていないもの、固有リスクが高いと評価されているもの等については重点的に監査し、それ以外のものについては監査対象から外すことができます。あるいは、リスクの特定・評価の検討過程を確認し、検討が不十分となっている箇所があれば、そこも重点的に監査することも考えられます。

また、デュー・ディリジェンスを行う場面であれ、受ける場面であれ、ERM フレームワークに沿って特定・評価することで、抽象的な話になりがちなコンプライアンスに係るリスクについて客観的、定量的に議論できるようになります。また、買収予定の事業体の既存のコンプライアンス体制をあらかじめ知っておくことは円滑な PMI 実現のために有益ですが、デュー・ディリジェンスの際にコンプライアンスに係るリスクを ERM フレームワークに沿って確認することで、既存のコンプライアンス体制が具体的にどのように整備、運用され、当該リスクを低減させようとしているのかを把握できます。売り手としてもコンプライアンスに係るリスクをより客観的評価してもらった方が売却価格の交渉上有利になることもあり得るため、そのような場合には売り手が既存のコンプライアンス体制に関する情報を積極的に開示することも期待できます。

II 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、松本 佳子、梅澤 周平

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2022 年 1 月 24 日】

個人情報保護委員会、外国の個人情報保護に関する調査報告書を公表

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/offshore_DPA_report_R3_12.pdf

2022 年 1 月 24 日、個人情報保護委員会は、外国の個人情報保護に関する制度の調査報告書を公表しました。

本調査報告書は、当事務所が、個人情報保護委員会から委託を受けて、31 の国又は地域を対象に、個人情報の保護に関する法制度の有無、我が国の個人情報保護制度との差異等について調査を行い、その結果をまとめたものです。

個人情報保護委員会は、今後、今回調査の対象となった 31 の国又は地域以外の国又は地域についても追加調査を実施し、当該調査の結果を踏まえて、本年度内を目途に、当該国又は地域の個人情報保護に関する制度と我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異の把握に資する情報を公表する予定であるとのことです。

【2022年1月26日】

総務省、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」及び意見募集の結果の公表

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000225.html

2022年1月26日、総務省は、情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会において策定された「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ(案)」に対する意見募集の結果、及び同意見募集の結果を踏まえて策定した「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ」を公表しました。同取りまとめの内容は、[本ニューズレター2021年12月28日号](#)(「総務省、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する取りまとめ(案)」を公表」)をご参照ください。

【2022年1月28日】

公正取引委員会、新規株式公開(IPO)時の公開価格の値付けに関する報告書を公表

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220128_IPO.html

2022年1月28日、公正取引委員会は、新規株式公開(IPO)時の公開価格の値付けに関する報告書を公表しました。

本報告書は、公正取引委員会が、日本のIPOについて、上場後初めて市場で成立する株価が、上場時に新規上場会社が株式を売り出す価格(公開価格)を大幅に上回っており、公開価格で株式を取得した特定の投資家が差益を得るが、新規上場会社には直接の利益が及ばず、同じ発行株数でより多額の資金調達をし得たはずであったことが指摘されていること、また、新規上場会社の企業の価値や需要に見合った公開価格が設定されること等により、新規上場会社が、自らの事業を成長させていくために必要な資金を調達しやすく、市場における成長を促進する環境を整えることは、我が国の経済全体の活性化につながると考えられること等から、初値が公開価格を大幅に上回る要因となり得ると考えられる事項について、競争政策・独占禁止法上の課題の有無を検討するために、公開価格の設定に係る実態、上場のための選択肢の多様性に係る実態及びIPOに係る取引慣行における独占禁止法上の論点について調査を行い、その結果をまとめたものです。

公正取引委員会は、本報告書の中で、主幹事証券会社が一方的に公開価格を設定するなどして主幹事業務の取引を実施し、新規上場会社に正常な取引慣習に照らして不当な不利益を与えたと認められる場合には、独占禁止法上の優越的地位の濫用にあたるおそれがあると指摘しております。

公正取引委員会は、本報告書で示した考え方を金融庁、日本証券業協会及び東京証券取引所に申し入れることにより、これらの機関や証券会社等において具体的な対応策の検討や自主的な取組が行われ、IPO時の公開価格設定のプロセスにおいて公正かつ自由な競争が促進されることを期待するとしています。

【2022年1月28日】

法制審議会－民事訴訟法(IT化関係)部会、「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」の取りまとめ

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00119.html

2022年1月28日、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会は、「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」を取りまとめました。

本要綱案によれば、民事訴訟法の見直し案として、原告はインターネットで訴状を提出することができるようになるほか、口頭弁論期日にウェブ会議の形式で参加することも可能になる旨記載されています。また、訴訟の記録は電子データで一元管理する仕組みとし、書面で提出された書類も電子化し、当事者はこれらの書類をPCで閲覧できるようになるとされております。

2022年2月14日に実施された法制審議会第194回会議において、本要綱案は賛成多数で原案どおり採択され、法務大臣に答申することとされました。

【2022年1月29日】

商事法務研究会、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会の「中間取りまとめ」を公表

<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/nethibouchusyo>

2022年1月29日、公益社団法人商事法務研究会は、インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会²による「中間取りまとめ」を公表しました。

本中間取りまとめには、インターネット上の誹謗中傷の投稿等の違法性及びその削除に係る差止請求権の判断基準やその判断の在り方、SNS等における「なりすまし」³、まとめサイトやハイパーリンクの設定による権利侵害等のインターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題、個別には違法性を肯定し難い特定の者に対する大量の投稿、集団に対するヘイトスピーチ、識別情報の摘示等の各論点に関する議論状況が記載されています。

【2022年2月2日等】

政府、人的資本に関する開示ルールを策定する旨を表明

2022年2月2日付け日本経済新聞、2022年2月20日付け読売新聞等

岸田内閣総理大臣は、2022年1月17日の施政方針演説⁴において、人的投資に関する開示ルールの策定について言及しておりますが、報道によれば、政府は、今夏に人的資本に関する開示ルールを策定する予定であり、今後内閣官房に設置される専門会議において、人的資本に関する開示項目や評価方法について検討を行い、将来的には、上場企業に有価証券報告書への記載を義務付ける可能性もあるとのことです。

【2022年2月4日】

金融庁、「記述情報の開示の好事例集 2021」を更新

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220204.html>

金融庁は、2021年12月21日に公表していた「記述情報の開示の好事例集 2021」について、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」に関する開示の好事例を追加し公表しました。

【2022年2月8日】

経産省、日本企業の海外取引先の人権リスクに関する調査をILOに依頼

2022年2月8日付け日本経済新聞

2022年2月8日付け日本経済新聞によれば、経済産業省は、国際労働機関(ILO)に対して、日本企業の海外取引先の人権リスクの調査等を依頼するとのことです。繊維や電子機器の部品産業等の日本企業の海外取引先から選ばれた数社について、ILOの専門家が定期的に現地を視察し、従業員の人権に対する配慮の状況や労働関係法令の遵守実態などを確認し、問題が見つかった場合には改善策を指導することが予定されています。

² 公益社団法人商事法務研究会が設立した、研究者、法務省人権擁護局、総務省総合通信基盤局電気通信事業部、最高裁判所事務総局民事局のメンバーにより構成される有識者検討会です。

³ 当該中間取りまとめにおいて、「なりすまし」とは、実在する他人の氏名を冒用するなどしてSNS等のアカウントを作成し、当該アカウント上で投稿を行うことで、あたかもその者がアカウントを開設して投稿を行っているかのような外観を作出する行為を指すとしています。

⁴ https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0117shiseihoshin.html

【2022年2月8日】

公取委、官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書を公表

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220208_system.html

公取委は、国の機関及び地方公共団体における情報システム調達の実態を把握するために、官公庁へのアンケートやヒアリング等の調査を実施し、今般、その結果をまとめた報告書を公表しました。

この報告書では、既存ベンダーと再度契約する事例には、ベンダーロックインの状態であるものも含まれていることを指摘した上で、今後の対応策等を提示していますが、ベンダー側に関連する事項としては以下のものが挙げられます。

- ベンダーが、官公庁の情報システム調達において、不正確な情報を提供するなどして自社のみが対応できる仕様書による入札を実現し、他のベンダーの入札参加を困難にさせ、官公庁の入札方針に反する入札をさせる場合などは、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占等)。
- 既存ベンダーが、官公庁等に対し、合理的な理由なく、他のベンダーに仕様の開示を拒否すること、他の情報システムとの接続を拒否すること等を拒否することなどにより、他のベンダーが、官公庁の情報システムに関する入札に参加することや受注することができないようにさせる場合などには、独占禁止法上問題となるおそれがある(取引妨害)。
- 既存ベンダーが、官公庁に対して、既存システムの運営等での不利益を示唆するなどにより、将来他のベンダーに委託しないよう要求すること、また、虚偽の説明をするなどして別々の物品・役務を一緒に委託させること(一括発注)により、自社との取引を強要する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(排他条件付取引、抱き合わせ販売等)。

【2022年2月9日】

消費者庁、改正特商法に関する通達を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/

特定商取引に関する法律(以下「**特商法**」といいます。)は、改正法が2021年に成立し、2022年6月1日に施行予定であるところ、今般、消費者庁は改正特商法に関する通達⁵を公表しました。

今回の法改正において、販売業者等が定めた書面により、又は顧客がパソコン等の画面に表示された手続等により、申込みを受ける場合、以下の事項の記載を義務付ける条文が新設されました⁶。

- 売買契約に基づいて販売する商品若しくは権利又は役務提供契約に基づいて提供する役務の分量
- 商品・権利の販売価格又は役務の対価、送料
- 商品・権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項

今般公表された通達に添付されたガイドラインによれば、例えば、以下のとおり表示することが求められています^{7 8}。

- 書面(申込用はがき、申込用紙等)により申込みを受ける場合、原則として、申込書面の中に、定められた表示事項全てを記載する必要がある。

⁵ 令和4年2月9日付け消費者庁次長、経済産業省商務・サービス審議官「特定商取引に関する法律等の施行について」

⁶ 改正特商法12条の6。同法11条各号参照。

⁷ 「別添7 通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」(以下「**通信販売申込みガイドライン**」といいます。)(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms20220209_07.pdf)3頁以下参照。

⁸ 通信販売申込みガイドライン11頁以下の具体例を参照。

- インターネット通販の場合、最終確認画面において、原則として表示事項を網羅的に表示することが望ましい。
- 消費者が解約を申し出るまで定期的に商品の引渡しが行なわれる無期限の契約や無期限のサブスクリプションの場合には、その旨を明確に表示する必要がある。
- サブスクリプションで、無償又は割引価格で利用できる期間を経て当該期間経過後に有償又は通常価格の契約内容に自動的に移行するような場合には、有償契約又は通常価格への移行時期及びその支払うこととなる金額が明確に把握できるようにあらかじめ表示する必要がある。
- 契約の申込みの撤回又は解除に関して、その条件、方法、効果等について表示する必要がある。定期購入契約の場合、解約の申出に期限がある場合には、その申出の期限も、また、解約時に違約金その他の不利益が生じる契約内容である場合には、その旨及び内容も表示する必要がある。

【2022年2月10日】

法務省、刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会の「取りまとめ報告書(案)」を公表

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji07_00024.html

2022年2月10日、法務省は、刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会が、刑事手続において情報通信技術を活用する場合の現行法上の法的課題に関する議論状況等を取りまとめた「取りまとめ報告書(案)」を公表しました。

本報告書案には、下記の各論点に関する検討結果が記載されています。

①書類の電子データ化及び発受のオンライン化

書類の作成・発受、令状の請求・発付・執行、電子データの証拠収集、閲覧・謄写・交付、公判廷における証拠調べ等に関し、情報通信技術を活用する際の各論点

②捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

取調べ等、被疑者・被告人との接見交通、打合せ・公判前整理手続、証人尋問等、公判期日への出頭等、裁判員等選任手続、公判審理の傍聴等に関し、情報通信技術を活用する際の各論点

【2022年2月15日】

消費者庁、アフィリエイト広告等に関する検討会「報告書」を公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/meeting_materials/review_meeting_003/

2022年2月15日、消費者庁は、アフィリエイト広告等に関する検討会の「報告書」を公表しました。本報告書は、アフィリエイト広告の実態を明らかにするとともに、アフィリエイト広告に対する景品表示法の適用に係る基本的な考え方、悪質な事業者への対応、及び不当表示の未然防止策(景品表示法第26条に基づく事業者が講ずべき表示の管理上の措置)に関する各論点について、論点整理・提言等を行っています。

【2022年2月15日】

経産相、人権侵害防止に関する指針作成を表明

2022年2月15日付け朝日新聞等

2022年2月15日、萩生田光一経済産業相は、記者会見において、2022年夏を目途に、人権デューデリジェンスに関する指針を策定する方針を明らかにしました。

本指針は、サプライチェーンにおける強制労働や児童労働の有無に関する調査手順や、これらが発覚した場合の対応方針等を示すものとのことです。

以上

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 